三十　平成二十三年総務省告示第三百九十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1・2　略］		
3	削除	
4	削除	
［5　略］		
6	削除	
［7～17　略］		
18	削除	

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1・2　同左］		
3	⑴　岩手県二戸市金田一字沢田71－7　(304.50) ⑵　青森県三戸郡新郷村大字西越字石ヶ守76－1　(253.20)	北緯40度18分50秒東経141度16分38秒の地点と北緯40度25分19秒東経141度11分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　青森県十和田市西三番町1－42　(108.80) ⑵　青森県十和田市大字伝法寺字和田山1－91　(133.00)	北緯40度36分38秒東経141度13分03秒の地点と北緯40度34分55秒東経141度16分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯40度34分54秒東経141度16分10秒の地点と北緯40度34分03秒東経141度17分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［5　同左］		
6	⑴　青森県上北郡七戸町字原久保95－122　(57.40) ⑵　青森県上北郡七戸町字鶴児平173－1　(114.50)	北緯40度43分53秒東経141度09分31秒の地点と北緯40度43分50秒東経141度09分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度43分49秒東経141度09分09秒の地点と北緯40度43分43秒東経141度08分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯40度43分26秒東経141度06分32秒の地点と北緯40度43分22秒東経141度06分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［7～17　同左］		
18	⑴　東京都目黒区中央町1－11－7　(112.00) ⑵　東京都世田谷区上馬2－26－6　(68.90)	北緯35度37分40秒東経139度41分31秒の地点と北緯35度38分12秒東経139度40分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域